

元気な地域づくり支援事業補助金 対象経費一覧

地域づくり活動促進事業／地域づくり活動促進事業（集会施設等環境整備）

経費 区分	内 容	留意事項
賃金	賃金	● 団体等の構成員に対するものは対象外
報償費	謝金	● 団体等の構成員に対するものは対象外
旅費	旅費	● 講師等の旅費、活動の一部として事業実施のために必要な旅費や地域資源のPR等に係る旅費の実費 ● 団体等の構成員に対するものは、1人2万円以内とする。ただし1団体10万円以内。
需用費	消耗品費	● 記念品代は対象外
	燃料費	● 事務所経費以外で、事業実施に必要な車両または機械器具等の燃料代
	食糧費	● 会議等の茶菓子代またはイベント等の準備、当日、撤去等のスタッフおよび出演者等にかかる弁当代・飲み物代（弁当代は飲み物と合わせて単価1,000円（消費税別）を限度） ● 酒類・酒肴類は対象外
	印刷製本費	● <u>見積書が必要</u>
	光熱水費	● 事務所経費以外で、事業実施に必要な光熱水費
	修繕料	● <u>見積書が必要</u>
役務費	通信運搬費	● 事務所経費と区分できない電話、FAX、インターネット等の通信料は対象外 ● 切手は領収書が受け取れるものに限り、使用枚数がわかるように受払簿等を整え、実績を報告すること
	手数料	
	広告料	● <u>見積書が必要</u>
	保険料	● イベント等の傷害保険料
委託料		● 補助対象経費に対する割合が不当に高い場合、またはその作業を外部に委託する必要が認められない場合は対象外 ● <u>見積書が必要</u>
使用料及び賃貸料		● 会場使用料、車両借上料、機械器具等の借料及び損料 ● 団体等が所有または経常的に賃貸する施設の使用料は対象外
工事請負費		● 集会施設等環境整備を対象とする ● 地域活動を推進するために必要と認められる改修工事とする ● <u>見積書が必要</u>
原材料費		
備品購入費		● 地域づくり活動促進事業における地域の伝統芸能に係る物品を対象とする ● 地域づくり活動促進事業（集会施設等環境整備）における冷暖房機器を対象とする ● <u>見積書が必要</u>